

大分大学学術情報拠点貴重書等利用細則

平成21年3月19日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学学術情報拠点(図書館)及び学術情報拠点(医学図書館)利用規程(平成20年学術情報拠点規程第1号。以下「利用規程」という。)第18条の規定に基づき、学術情報拠点(図書館)及び学術情報拠点(医学図書館)(以下「図書館等」という。)において所蔵する貴重書及び医学史資料(以下「貴重書等」という。)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用者の範囲)

第2条 貴重書等を閲覧、複写又は撮影(以下「閲覧等」という。)できる者は、利用規程第5条第1項に規定する者のうち、学術情報拠点長(以下「拠点長」という。)が閲覧等を許可した者とする。

(利用手続)

第3条 貴重書等の閲覧等を希望する者(以下「申請者」という。)は、貴重書等利用願(別紙様式)により拠点長に申請し、その許可を受けなければならない。

2 拠点長は、前項の申請を許可するときは、申請者に通知するものとする。

(利用場所)

第4条 貴重書等は、指定した場所で利用し、館外へ持ち出してはならない。ただし、利用規程第7条第1項の規定にかかわらず、拠点長が特に必要と認めたときは、この限りではない。

(閲覧等における遵守事項)

第5条 貴重書等の閲覧等の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 閲覧等は、図書館等の職員の立会いの下に行い、貴重書等を損傷しないよう特に注意すること。
- (2) 利用目的以外に使用しないこと。
- (3) 無断で複製しないこと。
- (4) 論文、著作物等への引用又は複写物の展示等には、図書館等所蔵の旨を明示すること。
- (5) 出版物に掲載したときは、当該刊行物1部を図書館等に寄贈すること。
- (6) 写真のネガフィルム又は電子データは、図書館等に寄贈すること。

2 拠点長は、前項各号に掲げる事項のほか、閲覧等に関し、必要と認める条件を付すことができる。

(弁償責任)

第6条 利用者は、貴重書等を破損又は汚損したときは、その損害を弁償しなければならない。

附 則 (平成21年学術情報拠点細則第5号)

- 1 この細則は、平成21年3月19日から施行する。
- 2 大分大学学術情報拠点(図書館)及び学術情報拠点(医学図書館)貴重書等利用要領(平成20年4月1日制定)は、廃止する。

附 則 (平成28年学術情報拠点細則第5号)

この細則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (平成31年学術情報拠点細則第1号)

この細則は、令和元年5月1日から施行する。

別紙様式（第3条関係）

貴重書等利用願

年 月 日

大分大学学術情報拠点長 殿

住 所

職業・所属又は主担当

氏 名



下記のとおり大分大学学術情報拠点（図書館）及び学術情報拠点（医学図書館）所蔵の貴重書等を利用したいので許可をお願いします。なお、許可の上は次の事項を遵守します。

1. 閲覧，複写又は撮影は，職員の立会いの下に行い，貴重書等を損傷しないよう特に注意すること。
2. 利用目的以外に使用しないこと。
3. 無断で再複製しないこと。
4. 論文，著作物等への引用又は複写物の展示等には，大分大学学術情報拠点（図書館）又は大分大学学術情報拠点（医学図書館）所蔵の旨を明示すること。
5. 出版物に掲載したときは，当該刊行物1部を大分大学学術情報拠点（図書館）又は大分大学学術情報拠点（医学図書館）に寄贈すること。
6. 写真のネガフィルム又は電子データは，大分大学学術情報拠点（図書館）又は大分大学学術情報拠点（医学図書館）に寄贈すること。

記

利用目的

[閲覧・複写・撮影]

利用資料名

利用予定日

年 月 日

殿

大分大学学術情報拠点長

貴重書等利用許可通知書

上記のことについて，利用を許可します。